



## 第8章 歴史文化資産の保存・活用の推進体制

本計画に基づく歴史文化資産の保存・活用の推進のために、文化財保護主管課だけでなく庁内関係課と横断的に連携しながら取り組みます。また、所有者・管理者、地域住民、関係団体、専門家とは役割を分担しながら事業を推進し、事業の推進にあたっては、コンプライアンスを徹底し、国や県と連携・調整しながら取り組みます。

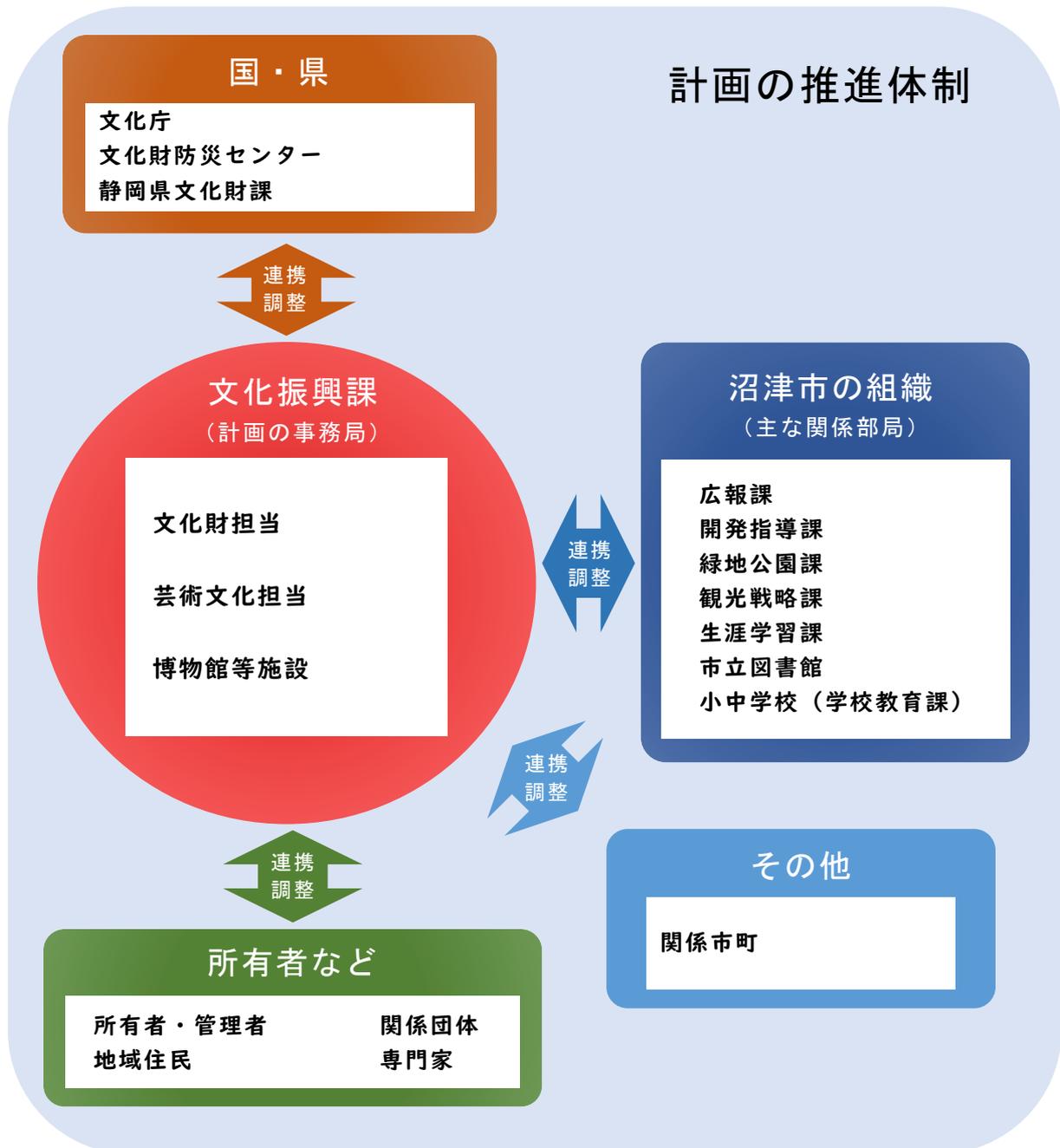


図39 体制図



表30 推進体制と連携の内容

区分		組織名		主な連携内容など※	
市の組織	文化振興課	担当 文化財	文化財企画係	文化財 センター	歴史文化資産の保存・活用全般
			文化財調査係		埋蔵文化財の発掘調査、活用
		担当 芸術文化	文化政策室		文化事業（芸術文化）の企画・運営
			文化施設係		若山牧水記念館などの施設管理
	博物館等施設	歴史民俗資料館		郷土史と民俗	
		明治史料館		近代以降の郷土史	
		戸田造船郷土資料博物館		戸田の郷土史	
		芹沢光治良記念館		芹沢光治良関連資料の保存・活用	
	主な関係部局	広報課		ぬまづの宝100選の活用推進	
		開発指導課		景観計画との調整	
		緑地公園課		旧沼津御用邸苑地などの保全・活用	
		観光戦略課		シティプロモーション・イベント	
		生涯学習課		歴史文化資産を活かした生涯学習	
		市立図書館		郷土資料の収集・保存	
		小中学校（学校教育課）		歴史文化資産に関わる学習	
		危機管理課		防災対策、防災情報の提供	
		河川課		防災対策、防災情報の提供	
	所有者など	歴史文化資産の所有者・管理者		歴史文化資産の保存・活用	
		地域住民		保存（保全）・維持管理での協力	
関係団体		歴史文化資産を活かしたイベント開催			
専門家		調査・研究			
沼津市以外の行政機関	静岡県文化財課		保存・活用に関わる指導・助言		
	関係市町		保存・活用の連携		

※文化振興課内は主要な業務、その他は連携内容を記載しています。

## 1 市の組織

### (1) 文化振興課

本市の文化財保護事務は、<sup>きょういく いんかいじ むきよくぶん かしんこうか</sup>教育委員会事務局文化振興課が所管しています。文化振興課は、文化政策室の1室、文化施設係、文化財企画係、文化財調査係の3係、<sup>れきし</sup>歴史民俗資料館、<sup>めいじ しりょうかん</sup>明治史料館、<sup>へだぞうせんきょうど しりょうはくぶつかん</sup>戸田造船郷土資料博物館の3博物館、<sup>せりざわこうじろうきねんかん</sup>芹沢光治良記念館の1博物館類似施設があります。このうち本市の文化財保護事務は主に文化財企画係



と文化財調査係が担っています。文化振興課には、課長1名と課長補佐1名、主幹が1名（他課と併任）います。文化財担当の職員は、19名（正規職員8名、会計年度任用職員11名）で、このうち正規の専門職員は5名（考古学4名、民俗・古文書1名）です。芸術文化担当の職員は、正規職員6名です。博物館等施設の職員は20名（正規職員9名、会計年度任用職員11名）で、このうち正規の専門職員は4名（考古学2名、日本近代史2名）です。各係・施設などの歴史文化資産に関する事務事項は次のとおりです。（令和6年（2024）4月1日現在）

①文化財企画係（文化財センター）

- ・指定等文化財の保存・活用
- ・史跡などの保全・整備
- ・地域史活用（埋蔵文化財以外の調査）

②文化財調査係（文化財センター）

- ・埋蔵文化財包蔵地の保護
- ・埋蔵文化財の発掘調査・発掘調査報告書の刊行
- ・埋蔵文化財の保存・活用

③文化政策室

- ・芸術文化に関わる歴史文化資産の保存・活用

④文化施設係

- ・わかやまぼくすいきねんかん若山牧水記念館の管理

⑤歴史民俗資料館

- ・民俗・歴史資料の収集・保存・活用
- ・うちうら しずうら にしうら内浦・静浦・西浦地区などのぎようようぐ うきしまめま漁撈用具、浮島沼周辺の農耕用具の保存・活用

⑥明治史料館

- ・えばらそろうく江原素六・へいがっこう沼津兵学校に関連する歴史資料の収集・保存・活用

⑦戸田造船郷土資料博物館

- ・ヘダ号建造に関わる資料の保存・活用
- ・戸田地区の歴史資料の収集・保存・活用

⑧芹沢光治良記念館

- ・芹沢光治良の遺品・作品・原稿の保存・活用

## （2）庁内関係部局

本市における歴史文化資産の保存・活用に関わる関係部局と連携する内容は次のとおりです。

①広報課

- ・ぬまづの宝100選の活用推進
- ・広報紙などを利用した情報発信・周知



- ②開発指導課
  - ・景観計画との調整
- ③緑地公園課
  - ・旧沼津御用邸苑地（沼津御用邸記念公園）の保全・活用
  - ・都市公園の活用
- ④観光戦略課
  - ・歴史文化資産を活かしたシティプロモーション・イベントの開催
- ⑤生涯学習課
  - ・出前講座の開催、情報発信
- ⑥市立図書館
  - ・郷土史に関わる刊行物の収集・保存
  - ・郷土の歴史・文化の発信
- ⑦小中学校（学校教育課）
  - ・デジタルコンテンツ整備など歴史文化資産を活かした学習の提供
  - ・地区ごとの歴史を活かした教育

## 2 歴史文化資産の所有者・管理者

歴史文化資産の保存・活用には、所有者・管理者との綿密な情報連携が不可欠となっています。日頃の維持管理のほか、現状変更などについても所有者と密接に連絡を取り合いながら実施します。

【指定等文化財を多数所有する所有者の例（4件以上、50音順）】

- ・光長寺（国指定1件、県指定2件、市指定1件、国登録1件）
- ・西光寺（市指定4件）
- ・松蔭寺（県指定3件、市指定1件、国登録2件）
- ・禅長寺（市指定4件）
- ・霊山寺（県指定2件、市指定2件）

## 3 地域住民

史跡や天然記念物の保全や維持管理にあたり、地域住民と協力しながら取り組んでいきます。

【地域住民の例（50音順）】

- ・大瀬崎ビヤクシン樹林保存会
- ・自治会（単位自治会・連合自治会）
- ・帯笑園保存会（ふじのくに文化財保存・活用推進団体認定団体）
- ・長塚古墳の会
- ・長浜城北条水軍クラブ
- ・根古屋田園クラブ



- ・戸田の<sup>りょうしおどり</sup>漁師踊・<sup>りょうしうた</sup>漁師唄保存会

## 4 関係団体など

### (1) 関係団体

地元の団体と連携を取りながら歴史文化資産の保存・活用に取り組みます。

#### 【関係団体の例（50音順）】

- ・<sup>うきしま</sup>浮島まちづくり推進委員会
- ・NPO法人沼津観光協会
- ・<sup>たかおさんこいん</sup>高尾山古墳を守る会
- ・ぬまづ観光ボランティアガイド
- ・沼津市商工会
- ・沼津商工会議所
- ・原・浮島地区観光活性化プロジェクトチーム
- ・戸田観光協会

### (2) 研究団体

本市の歴史文化について研究している地元の研究団体とも連携を取りながら歴史文化資産の保存・活用に取り組みます。

#### 【研究団体の例（50音順）】

- ・<sup>いずいし</sup>伊豆石文化探究会
- ・沼津<sup>きょうどしけんきやうだんわかい</sup>郷土史研究談話会（沼津<sup>しだんかい</sup>史談会）
- ・<sup>はら</sup>原ルネッサンスの会
- ・戸田史談会

## 5 専門家

本市の歴史文化資産は大学や専門機関などの学識者によって調査研究が行われてきています。専門家と連携をとりながら、歴史文化資産の保存・活用に取り組みます。

#### 【専門家の例】

- ・建築士
- ・樹木医
- ・大学などの教員
- ・博物館等の学芸員

## 6 沼津市以外の行政機関

本市の歴史文化資産の保存・活用のため、文化庁や県の指導・助言を得ながら、関



係市町と連携して取り組みます。また、自然公園法等歴史文化資産に関する諸法令を所管する機関にも、指導・助言を得ながら進めます。

### (1) 国の機関

国指定等文化財の保存・活用に関し、文化庁の指導・助言を得ながら進めます。歴史文化資産の防災にあたっては、県を經由して国立文化財機構文化財防災センターに要請を行います。また、自然公園法等文化財保護法以外にも歴史文化資産の保存・活用に大きく関係する法令があるため、環境省などの指導・助言を得ながら進めます。

### (2) 静岡県の機関

国・県指定の歴史文化資産の保存・活用に関し、静岡県文化財担当部署の指導・助言を得ながら進めていきます。また、自然公園法等の法令が大きく関係する歴史文化資産の保存・活用に関しては、所管する機関の指導・助言を得ながら進めていきます。

### (3) 関係市町

周辺の市町とはこれまでも連携して歴史文化資産の保存・活用に取り組んできました。富士市とは愛鷹山麓<sup>あしたかさんろく</sup>の古墳群など関連する歴史文化資産が多いため、連携を強化して取り組みます。

表31 関係市町と関連する歴史文化資産の例（50音順）

市町名	共有または関連する歴史文化資産	連携事業の実施事例
小田原市	小田原北条氏関連の城跡	
長泉町	鮎壺の滝	
富士市	愛鷹山の古墳、浮島沼周辺の農耕生産用具、東海道	富士・沼津・三島三市博物館共同企画展 沼津・富士市連携埋蔵文化財活用
三島市	東海道	富士・沼津・三島三市博物館共同企画展

## 7 歴史文化資産関係の会議など

### (1) 文化財保護審議会

本市では教育委員会の諮問に応じ、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査・審議し、これらに関する専門的及び技術的事項に関し、必要と認める事項を教育委員会に建議する機関として「沼津市文化財保護審議会」があります。また、市指定文化財の指定候補と成り得る歴史文化資産の調査などを行っています。令和6年（2024）4月1日現在、建築、美術、民俗、考古、動物、史学、植物の専門家に、行政（都市計画部局）の代表者を加えた8名により構成されています。